

蹴鞠道家成立以前の蹴鞠の様態  
— 成通卿蹴鞠三十箇条式を中心として —

渡辺 融

目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| はじめに .....                 | 4  |
| I 口伝集, 簡要抄, 遊庭秘鈔について ..... | 4  |
| (イ) 蹴鞠口伝集                  |    |
| (ロ) 蹴鞠簡要抄                  |    |
| (ハ) 遊庭秘鈔                   |    |
| II 成通と三十箇条式 .....          | 5  |
| (1) 蹴鞠三十箇条式                |    |
| (2) 藤原成通の人となり              |    |
| (3) 鞠聖としての成通               |    |
| III 三十箇条式の内容 .....         | 6  |
| (1) 「式」の逸文一覧               |    |
| (2) 「式」の逸文出典別内容の比較         |    |
| IV 三十箇条式と成通卿口伝日記 .....     | 11 |
| (1) 成通卿口伝日記                |    |
| (2) 「日記」と「式」の内容の比較         |    |
| V 三十箇条式に見られる蹴鞠と人脈 .....    | 12 |
| (1) 蹴鞠の“とりきめ”としての「式」       |    |
| (2) 「式」の人脈                 |    |
| おわりに .....                 | 15 |
| 注と引用文献 .....               | 15 |
| 系 図 .....                  | 17 |

## 蹴鞠道家成立以前の蹴鞠の様態

—成通卿蹴鞠三十箇条式を中心として—

渡辺 融

The Situation of Shukiku in 11th and 12th Centuries:  
Viewed from the *Thirty Article Regulation on Shukiku*  
or *Kemari*

Tohru Watanabe

Department of Sports Sciences College of Arts and Sciences University of Tokyo

## Abstract

*The Thirty Article Regulation on Shukiku*, which was formulated by one of the middle class (Dainagon) cabinet members named Narimichi Fujiwara, was considered to be the first regulation written down on shukiku (a ball-lifting and-passing game with a foot), whose original book was not handed down to the present. The purposes of this study were to re-construct the original regulations through the analysis of quotations found in the lately published books on shukiku and to understand the background facts of the *Regulation* and techniques used in those old years. Source materials used were *Shukiku Kudenshu* (Orally-Recorded Book on Shukiku), *Shukiku Kanyoshou* (Essentials of Shukiku: Simplified) and *Yutei Hishou* (A Secret Gist of Court Games). Following results and conclusions were derived from this study:

(1) The total of 54 quotations from the *Regulation* were found in the three source materials used; i.e. 34 in *Kudenshu*, 14 in *Kanyoshou* and 6 in *Hishou*. As there were 13 duplicated quotations in two sources, the substantial number of quotations extracted were 41. Although these quotations might not represent the actual features of the original *Regulation*, the author believed that they could help us understand the outline of it.

(2) Playing techniques of shukiku described in the Regulations consisted of individual skills such as kicking and foot-works, team plays such as communication with other players with oral signals, positionings, court coverage and judgement of a ball of his own or others, techniques used when a ball hit tree branches and fell in a complicated way, and special techniques used in twilight or inside of a building. As a whole, the *Regulation* successfully described the systematic procedures by which shukiku was played as a team game.

(3) *The Regulation* was a summarized work done by Narimichi Fujiwara on the game methods and techniques played by those trusted vassals of the Emperor Shirakawa in the late 11th century and early 12th century.

## はじめに

蹴鞠は前近代の日本で最も広く行なわれた大人向きのボールゲームであった。13世紀前半には代々蹴鞠を伝える蹴鞠道家（難波・飛鳥井・御子左）が成立し、以後これらの家流の人びとによって蹴鞠の秘伝書類が編まれるようになった。そして、これらの蹴鞠書のいくつかが今日まで遺存したことによって、中世以降の蹴鞠の様態（技法、作法等）についてはある程度知られている。しかし、それ以前即ち平安時代のそれについては文献史料の遺存が少なく、あまり知られていない。

本稿においては、12世紀前半に成立した最初の蹴鞠に関する式目とされていながら、現存していない「成通卿蹴鞠三十箇条式」を、後年の蹴鞠書に散見される「式」の逸文によって復元し、当時の蹴鞠の様態を把握しようとするものである。

使用した蹴鞠書は、蹴鞠口伝集：難波（藤原）頼輔撰、蹴鞠簡要抄：作者不明 群書類従 354巻所収、遊庭秘鈔：御子左（藤原）為定作 群書類従 355巻所収の3点である。

## I 口伝集、簡要抄、遊庭秘鈔について

本題に入る前に、まず上記3点の蹴鞠書について簡単に説明を加えておきたい。

### (1) 蹴鞠口伝集

蹴鞠口伝集（以下口伝集と略す：筆者注）は上述の通り難波頼輔（1112～1186）の撰とされている。刊本はなく、また原本も伝わっていない。写本が国会図書館、尊経閣文庫、陽明文庫、宮内庁書陵部（但し宮内庁本は上・下2巻のうち上巻のみ）に所蔵されている。尊経閣本を例にとると、同文庫所蔵の口伝集は上・下2巻1冊で弘治2（1556）年の写本であり、縦26cm、横21cm、序文・本文合せて46丁である。内容は撰者が先達から伝えられた蹴鞠に関する故実、技法、作法等を166ヶ条の箇条書でまとめたものであり、とくに技法に関する条文が非常に多い。今日の眼で見ると、蹴鞠の技術指導書的な色彩が濃い。国会本は内容的に殆んどこれと相違がなく、陽明文庫本、宮内庁本には前二者とそれぞれ若干の食い違いが見られる<sup>(1)</sup>。

撰者頼輔は、京極関白藤原師実（1042～1101）の五男権大納言忠教（1075～1141）の四男で<sup>(2)</sup>、

生母は賀茂神主成継の女である。極官は従三位刑部卿、尊卑分脈には「藤家蹴鞠祖、本朝蹴鞠一道之長」とある。

古今著聞集には彼が成通の蹴鞠の弟子であったことが記されているが<sup>(3)</sup>、口伝集の序文でも自ら成通に師事したと述べている。確かに口伝集中では三十箇条式の引用文も含めて、全部で151ヶ所で成通の説を引用しており、彼と成通の師弟関係を裏づけている。これは同集中における先達の説の引用例数としては抜群の数である。

口伝集の信憑性について、桜井秀博士は「本書は頼輔の撰と伝ふるものなれど、真偽未だ考へず。されど内容は信ずべきものなること確實なりとす。」<sup>(4)</sup>とし、堀部正二氏は陽明文庫本によって考証した結果、同書は頼輔が久安4（1148）年以後、豊後守に任じた永暦元（1160）年までの間に撰じたものであることは確実であり、文章の内容から察すると大体久安末から仁平（1151～1154）にかけての頃の成立と見るべきであろうとしている<sup>(5)</sup>。口伝集については別稿で扱う予定であるので、本稿では以上の両説に従って論を進めたい。

### (2) 蹴鞠簡要抄

蹴鞠簡要抄（以下簡要抄と略す：筆者注）は遊庭秘鈔とともに群書類従に収録されているので、その内容は比較的良好に知られた蹴鞠書である。巻初目の目録では内容が16ヶ条に分けられているが、本文ではこれが更に64ヶ条に細分されている。岩橋小弥太氏は簡要抄について、作者は不明であるが文章が簡素ですこぶる古体を存しており、蹴鞠の古説を多く引いているので、成立がかなり古いことを示唆していると述べている<sup>(6)</sup>。また、井上宗雄氏は簡要抄の末尾の条で賀茂成平（成通の鞠の師で、賀茂成継の男）が成通を宰相中將と呼んでいることに注目し、作者は不明であるが、簡要抄は成通が宰相中將であった天承元（1131）年12月から保延2（1136）年11月までの間の成立らしいことを暗示しているとしている<sup>(7)</sup>。しかし、成立年代に関しては、簡要抄には三十箇条式、源九日記、庭訓抄、与州（藤原長実）、成平、家平（いづれも賀茂神主）等の説とならんで、口伝集も引用されているので、口伝集成立よりも後の成立でなければ矛盾が生ずる。したがって簡要抄は

12世紀後半以後の成立ということになる。

簡要抄では、口伝集で「式云」としている引用文が「或云」として引用されている。また、それ以外でも口伝集で「師説」即ち頼輔の師成通の説（但し三十箇条式の文を除く：筆者注）となっている部分の何ヶ所かが、やはり「師説」として引用されているので、簡要抄も成通から直接教えをうけた人物の作である可能性がある。

#### イ 遊庭秘鈔

遊庭秘鈔（以下秘鈔と略す：筆者注）は大納言御子左（藤原）為世（1250～1338）の孫権大納言為定（1289～1360）の作である。秘鈔によれば、御子左家も定家（1162～1241）の男権大納言為家（1198～1275）の代から後鳥羽上皇の勅説を受けて蹴鞠を家業としてきたとしている。上・中・下3巻で各巻がそれぞれ10ヶ条で構成され、全巻30ヶ条からなっている。

岩橋氏によると、秘鈔の鞠書としての特徴は蹴鞠技法よりも作法に重点をおいて書かれており、ことに鎌倉中期以降の前例を多く挙げているところにあるとされている<sup>(8)</sup>。

秘鈔は末尾の方で鞠書の代表的なものとして、成通卿三十箇条式、源九日記、成平が抄、頼輔卿口伝集、革笏記、要略抄等を挙げているが、本文中における三十箇条式からの引用は前二書に比してずっと少ない。

## II 成通と三十箇条式

### (1) 蹴鞠三十箇条式

三十箇条式（以下「式」と略す：筆者注）が実在したことがそれが正二位大納言藤原成通（1097～？）の作であることは幾つかの史料によって確かめられる。

先述の桜井・井上両氏が「式」の存在証明として挙げているのは、山槐記治承3（1179）年3月5日の条中に見える頼輔の書状である。これは天皇の御前での鞠会における装束について頼輔が故実を示すために送ってきた書状である。状中に「鞠式成道卿（○状イ）云、老人可着帷重云々、」<sup>(1)</sup>とあるのがそれである。

頼輔はこの書状の約30年前にも口伝集の序文で「…（前略）…爰に拾遺納言（成通をさす：筆者

注）智有り能有り、多才多芸詩歌の春の遊に文章万人の右に出で、管弦夜興声名一朝の間に聒し。然して猶ほ行ひて余力有るが如く、此奥術（蹴鞠のこと：筆者注）を究め、紅桜の庭に独歩して明足有数、青松の砌に鷹揚す。上手無雙之に加えて或は一卷の譜を撰びて以て家に貯え、或卅条式を作りて以て世に弘む。誠に是道の宗匠人の尊師也。……」<sup>(2)</sup>（傍点筆者）と書いている。

また、恐らく13世紀後半に成立したと思われる飛鳥井流の蹴鞠書「革笏要略集」の序文では、学此道、先就拾遺納言三十箇条式師説也。……<sup>(3)</sup>と書かれており、当時早くも「式」が蹴鞠道の「古典」となって、厳然と存在していたことが知られるのである。

14世紀後半に成立した秘鈔が「式」を引用していることは既述の通りであるが、それから約百年後にも一条兼良（1402～81）が「享徳2（1453）年晴之御鞠記：別名雲井之春」（群書類従 353巻所収）の中で「拾遺納言の三十ヶ条式にもこの月（3月：筆者注）を時節に定め侍るも……」<sup>(4)</sup>と書いている。

このようなことから、「式」が実在し、それが成通の作であったことは確実であると思われる。

### (2) 藤原成通の人となり

作者藤原成通（17頁の系図参照）は御堂関白道長の曾孫権大納言宗通の四男であり、生年は承徳元（1097）年、没年はさだかではないが、井上氏は成通が63歳で出家した平治元（1159）年の数年後、応保2、3年（1162～3）頃または仁安元～2（1166～7）年頃かと推定している<sup>(5)</sup>。生母は白河院の第一の寵臣で、当時権勢ならぶ者なしといわれた正二位修理大夫藤原顕季（1055～1122）の女である。成通の父宗通も幼名を阿古丸といい、同じく白河院に幼時から寵愛され栄達した人物であった<sup>(6)</sup>。また、成通自身も白河院のお気に入りであった。以下に成通のおもな官職歴を掲げておく。

| 年次        | 官職・位等 | 年令 |
|-----------|-------|----|
| 長治3（1106） | 正七位叙爵 | 10 |
| 嘉承2（1107） | 侍 従   | 11 |
| 天仁3（1110） | 従5位上  | 14 |
| 天永2（1111） | 昇 殿   | 15 |

| 年次        | 官職・位等   | 年令                |
|-----------|---------|-------------------|
| 天永3(1112) | 補藏人     | 16                |
| 永久3(1115) | 任右少将    | 19                |
| 〃 6(1118) | 従4位下    | 22                |
| 保安3(1122) | 任左中将    | 26                |
| 天承元(1131) | 参議      | 35                |
| 長承3(1134) | 従三位     | 38                |
| 保延2(1136) | 権中納言    | 40                |
| 康治元(1142) | 従二位     | 46                |
| 〃 2(1143) | 正二位     | 47                |
| 久安5(1149) | 権大納言    | 53                |
| 平治元(1159) | 出家・法名栖蓮 | 63 <sup>(7)</sup> |

口伝集序で頼輔が述べているように、成通は多芸多才な人であったようである。成通の死後数年あるいは10数年にして成立した今鏡の中では、彼は笛、和歌、詩、今様、蹴鞠、乗馬などの諸芸に長け、そのうえならびない早業の持主であったとして、これを示すさまざまな挿話が紹介されている。知的にもすぐれ、また運動神経も抜群であるという豊かな能力の持主であったと思われる。今鏡はまた彼を、性格がしたたかであった父宗通とは対照的に、あまり世俗的な慾がなく、凝り性で気が優しい、信心深い人物であったとして描いている<sup>(8)</sup>。

### (3) 鞠聖としての成通

13世紀に入ると、成通は鞠の聖として早くも蹴鞠道の偶像的な存在となっている。例えば、定家の明月記建保元(1213)年4月16日の条には、彼が息子為家の鞠への耽溺を歎いた次のような記事が見られる。「天陰る。午後雨降る。少将為家、近日日夜蹴鞠と云々。両主(後鳥羽院、順徳天皇をさす：筆者注)好鞠の日に遇ひ、慙に近臣となり、天氣の宜しきに依り頗る骨を得るの沙汰あり。之を聞き弥々幸となす。楚王、細腰を好むの日、宮中餓死する人の如し。一卷の書を見ず。七八歳の時、僅に読む所の蒙求百詠、猶以て廃忘。是れ皆一家の不運の然らしむ。魔縁積悪の祟りなり。慟哭して余り有り。之を聞き独り悲しむ。猶、侍従大納言成通脚を恨む。……」<sup>(9)</sup>(傍点筆者) 13世紀中頃に成立した古今著聞集(1254年成立、橋成季編)は第11巻410段に「侍従大納言成通の鞠は凡夫の業の非ざる事」の項を設け、成通の技

がなみなみでなかったことを伝えている。この中では、成通が若い頃2000日間欠かさず鞠を蹴ったことがあったが、その丁度中日の1000日目の夜に、彼の前に3人の人面猿身の鞠精が現われ、必ず懸りの木の下で蹴鞠を行なうことを条件にして加護を約束したという話や、成通が蹴った鞠が高くあがり辻風に巻き上げられて雲の中に入って見えなくなってしまう話、それに彼が清水の舞台の高欄上を鞠を蹴上げながら往復した話などを紹介している。これらの話は彼が稀代の名足であったばかりでなく、鞠の精がその背後についていたことを暗示して、彼の鞠聖としての神秘的なイメージを増巾しているのである。<sup>(10)</sup>これらの話は後章でとり上げる「成通脚口伝日記」に拠っている。

## III 三十箇条式の内容

### (1) 「式」の逸文一覽

次に口伝集、簡要抄、秘鈔3点の蹴鞠書から「式」の引用部分を拾い出して、一覽表として掲げよう。「式」の引用数は口伝集では34ヶ所、簡要抄では14ヶ所、秘鈔では6ヶ所であった。

下記一覽表中で、条文の見出しと本文の末尾とに付した(ク)、(カ)、(ニ)は、その部分がそれぞれ口伝集、簡要抄、秘鈔に引用されていたことを示す。口伝集のテキストとしては尊経閣本と国会本を、簡要抄と秘鈔については群書類従本を用いた。

条文に付した①、②……の番号は筆者が便宜上付したものであって、「式」本来の箇条を示すものではない。条文配列の順序は最も引用例数が多かった口伝集の配列順によった。箇条の見出しは、それぞれの蹴鞠書でその逸文が含まれていた箇条の見出しの名称である。

口伝集と簡要抄に引用された「式」の条文は相互に共通するものが多かったが、文言に多少の違いが見られた。行間の傍注はこれを示したものである。例えば、⑦で「……沓の緒せめよ。ゆへはすこぶる<sup>(カ)</sup>かるくおぼゆる也。」とあるのは、簡要抄では「沓の緒せめよ。ゆへはすこぶるかるくおぼゆる也。」となっている部分が、口伝集では「沓の緒せめゆへはかるくおぼゆる也。」となっていることを示すものである。

「式」の条文は、口伝集では「式云……」、簡

要抄では「或云……」ではじまっているが、秘鈔では「三十箇条式云」或は「式云」ではじまっている箇所と、「式には……云々」となっている箇所とがあった。

「式」逸文一覧表(口伝集、簡要抄、秘鈔より)

- ① 蹴鞠時節事(ク)、時節事(カ)、(コ)  
正月公事忽々二月猶寒し三月上旬たるべし。(コ) 三月上旬也。正月公事忽々。二月余寒在云々。(カ) 刻限式云申一点にはじむべし。日とく暮て余興つきずして後会をちぎる。いみじき也。(ク)、(カ)〔但し(カ)の刻限の条は“刻限事”として独立した1ヶ条になっている：筆者注〕
- ② 蹴鞠吉日事(ク)、吉日事(カ)  
風吹かて雨降らず。曇りたる日也。(ク) 不<sub>レ</sub>風不<sub>レ</sub>雨不<sub>レ</sub>早陰晴也。(カ)
- ③ 会者の数の事(ク)、会者の事(カ)  
会者八人。野伏兩三と云々。野伏は大切ならねども昔より云ひつたへたることなれば記注する也。(ク)、(カ)
- ④ 旧老の鞠足見證すべき事(ク)  
廃忘の古き上手必ず見證すべし。(ク)
- ⑤ 会者装束事(ク)、装束事(カ)  
中品布衣也。きぬはひとかさねなるべし。但し老人の人は帷子をかかさぬべし。若き人は密々も(ク) 密会(ク)会には帷子をかさねて何の事かあらんや云々。(ク)、(カ)
- ⑥ 烏帽子事(ク)、(カ)  
与州説云烏帽子はこはかるべからず。ゆへはいかでとなれば鞠のあたる時鞠にしたがひておちぬ也。(ク)、(カ)
- ⑦ 鞠の軽重によりて足を結事(ク)、(カ)  
鞠すこぶるかろくば沓の緒を(ク)ゆるくする也。されば鞠のすこしおもくなるなり。又鞠おもきは沓くば(ク)の緒せめよ。ゆへはかろくおぼゆる也。(ク)、(カ)
- ⑧ 扇を腰にさす事(ク)、(カ)  
腰にさすは背中におつる鞠の扇にかかりてとまる也。されば腰によごまにさす也。(ク)、(カ)
- ⑨ 扇をひらく事(ク)、扇(コ)  
都督顯季卿成通外祖父也説云鞠の時右手にひらくは鞠あたる。されば左手にひらくべし。(ク) 式にはひろくあけてつかへば鞠あたる。心得べ

しと云々。(コ)

⑩ 当日最上手人沙汰いたすべき事(ク)、立様事(カ)

上下臈をいはず上手のさたにて人をはからひ立てさすべし。其人はいつらく(ク)に立るといふえらび立つに随ふべし。をのをの好むすぢあるをえたるやうに随ひて木のやうに随ひて其人はそこによりかなんと上手のはからふ也。それがおもしろくもあり数もある也。(ク)、(カ)

⑪ 立人次第事(ク)

清経云鞠足の分別に随ひて立つべし。但し未練の鞠足の傍らには必ずきはまりなき早足を立つべし。助けさせんれう也。未練の上臈二人ならば其日の会をとどむべし。但し上臈なりとも野伏に立たんは苦しみにあらず云々。(ク)

⑫ 上鞠事(ク)

都督説云二度ののち当日の主人のもとへやるべし。又云上鞠は上臈を用ゆべきか上手を用ゆべきかのよし未だたづねえず。白河院位の御時内裏にて蹴鞠会あり。会者 馬大夫重任 野監物忠資 左衛門大夫近実 右京進資方 淡路入道盛長 行宗 大貳殿式云成通卿作之依為外祖父有殿字

みすの中より御鞠を給て仰云忠資上鞠すべきよし其仰あり。しかるを忠資当座第一の上手也といへども辞退をいたす。よりて淡路入道を以てこれを上げしめおはんぬ。今案ずるに此儀上手のうへに上臈を用ゆべきか。

又白河院六十御賀ひくちの齊院内にして藏人所衆蹴鞠会あり。内所衆の方より鞠をおくる。玄蕃二郎もて來たる。末遠がいはいく我が身すでに一臈たり。随ひて此の道にたえたり。しかれども譜代たるによりて野所を用いて上鞠せしむべきよし是を仰す。よりて上臈の命に随ひて景忠鞠を上げ終りぬ。但し三度ののち清兼がもとへつかはしおはんぬ。是れ内所衆を賞する儀あるか。そもそも時人末遠故実ありと云々。(ク)

⑬ 足の数の事(ク)、(カ)

先達の口伝に云。三度に過ぐべからず。但ししげき枝の下にてはその事心にまかせず。これ法のをす所は三度也。(ク)、(カ)

⑭ 鞠をはなつ事(ク)

都督云はなつ度の鞠はむねとある上手のもとへやるべし。先年尊重寺の懸りにて会ある時。はな

つ度ごとに近実がもとへやる。帰りてのち実任恨みをなすと云々。そのゆへは近実に劣るよし思し召す口惜しきこと也。よりて恨みをなす所也と云々。(ク)

⑮ 鞠をこふ事(ク), (カ), こふ事(コ)

都督説云(ク) ありやありやとこふあひだ鞠数三度にすぎば必ず高く長くこふべし。微音にて鞠数おほかるはつれづれにていよいよ数おほくみゆと云々。又しげき所にてへだたりてわづらふあひだ他人いかにいかにとおぼつかなくあやうく思ふ時。さはがぬよしをしらせんが為(カ)に必ず高くこふべし云々。(ク), (カ) 同云鞠はじまる時はしきりにこふべからず。晩景にのぞみてしきりにこふべし。又俄足の時こゑなきはまどひ足に似たり。必ずこふべし。(ク), (カ) 但しきり声なるべし。高き鞠は長くこふべし。(ク)

ありくわの声。やくわの声は宿徳の人のこふ声也云々。(コ) 式にはを声鞠はじまりてやがてはあるべからず。晩景にしきりに有るべし。(コ) (1)

⑯ 我鞠人の鞠を分か事(ク)

与州説云我鞠は人にとらるとも人の鞠をばとるべからず。はなつ鞠は身はよらず心ばかりをかけてもし枝にさはりてや返るとうたがふべし。十丈を延ぶとも鞠を思ひすててのちはよき足にあらざと云々。(ク)

⑰ 鞠に合ふ様事(ク)

伊与守説云鞠につくは鶏合せの如しと云々。そのゆへは遠く立つことなし。をそひてあゆみかかりて立つべし。鞠のあひだおこたるべからず。足をうかべ身をかるくしてたたずむ。たちしづむべからずと云々。(ク)

⑱ 鞠をこむる事(ク)

わがたちとおさりてむかふあはぬ事也。鞠の我うへをこへて高く出でばまづさきに出でて鞠をこめてうちむかふべし。(ク)

⑲ 足ふみの事(ク)

資方云三拍子あるべしと云々。今案ずるに其の儀未だ意を得ず。先達に尋ぬべし。先達の口伝に云ふ。足数しげかるべからず。またしづむべからず。若き時は身をすてて物さはがしく走り廻りて足をあつべし。功のいるにしたがひて自然にしづかになるよし。もとよりしづめる鞠はをのをの興

にいる時こめらるる也云々。(ク)

⑳ のび足の事(ク)

普通の人左の足をさきにふみて鞠のおつる時に右の足を進めてのぶる也。究竟の上手は常に右の足をさきにふみてのぶる時左をすすめて右のをぶる也云々。(ク)

㉑ 木を抱く事(ク)

木をへだててもとにおつる鞠は木を抱きてめぐる也。古人説と云々。少し遠き鞠は木を抱けばばかりてよられずと云々。(ク)

㉒ 鞠場の留守の事(ク)

資方説云忠資云人みな鞠に随ひて外へ出づれば一人は必ず鞠場にのこる也。入たる鞠の人なくてはおつる也云々。(ク)

㉓ 鞠を足にあつる強くやはらかなる事(ク)

都督云やはらかなるきはめて気なし。但しすこぶるをそ足は我身のほどを知りてやはらあつべし。我足のほどを知らず強くあつれば必ず失礼おほし云々。但し極まりなき早足は強しといへどもあやまりなし。又興あり。しかりといへども人によるべき也。(ク)

㉔ 葉懸り入る鞠の事(ク)

寮頭入道云葉がかりに入りて見へぬ鞠は木の枝のたるかたにゆきてまつべし。(ク)

㉕ 静かなるべしやいなやの事(ク), (カ)

若き時は身をすてて物さはがしく走りめぐりて功入てのち自然にしづかになるがよき也。もとよりしづかなる鞠はをのをの興に入る時人にこめらるる也。(ク), (カ)

㉖ 人の鞠とるべからざる事(ク)

与州説云 長実卿也我鞠を人にはとらるとも人の鞠をとるべからず。(ク)

㉗ 鞠恐れて又恐れぬ事(ク)

師説云心には木の枝をおそれず。又心のそこには用意のあるべき也。よりて恐れ又不恐云々。(ク)

㉘ 木を恐るべしやいなやの事(ク)

与州説云鞠をおとすといふとも。なお恐るべからずと云々。(ク)

㉙ 鞠につきて平縁にのぼり并としきみをこゆる事

先づ左足をすすめてこしてのち右足にて上る也。右の足をすすむれば拍子たがひて鞠おつる也。(ク)

## ③⑩ 立部の内に入る鞆の事(ク)

資方云忠資説云いそぎ出ださんとすれば立部にあたりて奥へうつる也。うるはしく上ぐればをのづから鞆庭のかたへ出づる也云々。(ク)

## ③⑪ 晩景の鞆の事(ク), (カ)

晩景は高かるべからず。木のなかにふかく入るべからず。枝にとどまる遺恨也。(ク), (カ)

与州説云晩景の鞆はしきりにこふべし。(ク)

## ③⑫ 晩景の鞆うけとる事(ク)

大貳説云其日の古き上手とるべし。よくよくいたりてかたきなき時のしはざ也。其作法は日入るほど鞆の数おほく上がりて興ある時。其鞆三度上げてのち片ひざをつきて袖にうけてとる也。その後又上げずしてやみぬ。但し其日の主人子細をしらず又上げば興なし。仍りて主人此様をしらん時の事也。又上臈の上手鞆をとらんにはひざをつくべからず。先年尊重寺の懸りにて野監物忠資とりて後はみへずと云々。(ク)

## ③⑬ 進退作法の事(ニ)

物知らぬ僧、女房の見證の日は鞆数多く一座を走りまはるべし。時々簾中を見入てわらふべしと云々。(ニ)

## ③⑭ 懸事(ニ)

もと木とて庭に懸の座敷にあたりていかならん木にても本より立たる木侍らば何木にてもきらふべからずと式にかけり。(ニ)

## ③⑮ 松懸りの事(カ)

松かかりは木ずゑに立つべし。其ゆへは鞆の必ず木ずゑのかなたにおつるなりと云々。(カ)

さて、上記の一覧表からまず問題にすべきことは、これらの逸文によってどの程度本来の「式」が尽くされているかということである。

結論から言えば、これで100パーセントとは言えないけれども、かなりの部分をカバーしているのではないかと考えられる。少なくとも、「式」の蹴鞠書としてのアウトラインをつかむことは可能であろうと思うのである。

というのは、前章でふれた革菊要略集の序文では、「式」に言及して、蹴鞠道を学ぶ時にはまづ第一に拾遺納言の三十箇条式に就いて学ぶとしながらも、これに続けて「件式略、詞含、義之間不

得、口伝、者難、依用、者也」と評している。即ち、「式」の文章は簡略なものであって、その真意を理解するためには別に解説が必要であったと思われるのである。

また「式」のしばらく後に成立したと思われる口伝集や簡要抄の条文を見ても、特定の条項たとえば口伝集の「上鞆」、「鞆をこふ事」、簡要抄の「切立」、「装束」等のほかは概して短い条文が多い。これらのことから「式」の各条文も多くはそれほど長くはなかったであろうと考えられる。

「式」が師説であり古典であったとすれば、条項のたて方においても後世の鞆書はある程度はその影響を受けたであろうから、口伝集と簡要抄が共通して引用しているような条項は、とくに独立した条項としてたてられていた可能性が強いと思われる。したがって上掲の一覧表によって、「式」のかなりの部分がカバーされているのではないかと思うのである。しかし、これ以上のことは今後新しい史料の発見にまたねばならないであろう。

## (2) 「式」逸文の出典別内容の比較

次に上記一覧表中の逸文を同表の箇条順に、出典別に内容を比較してみると次表ようになる。

B欄「式逸文の出典」の欄で、同一行に○印が並んでいるのは、(ク), (カ), (ニ)それぞれに引用されていた「式」の逸文が、相互に内容的に一致していることを示す。一ヶ所〔(カ)の⑩の2行目〕に◎印があるのは、⑩(ク)の2行目の○で表わされる「式」の逸文(本章8頁6行目から16行目)を基準にしたとき、これに対応する(カ)の逸文からは、その一部分が欠落していることを示す。

また、口伝集中の「式」の逸文には、一覧表に見られるように、「式」の作者成通が依拠した何人かの先達の名が挙げられていたので、これをD欄に掲げた。

B欄を見ると、一見して(ク)と(カ)とは内容的に一致する条文が多いことがわかる。14ヶ所の(カ)中の逸文のうち11例は(ク)中の逸文と内容的に一致し、1ヶ所は上述のように、一部分が異なる程度の違いである。(カ)にあって(ク)にないのは①の蹴鞠時節事と⑮の松かかりの事の2ヶ所にしかすぎない。

このうち、①の「三月上旬也。正月公事忽々二月余寒在云々。」の一節は尊経閣本、国会本の口伝

## 「式」逸文出典と内容の比較

| A 一覧表<br>簡 条 | B 式逸文の出典<br>(ク) (カ) (ユ) | C 条 文 名<br>[(カ), (ユ)の表示がないものは口伝集による。] | D 式が依拠している<br>先達名(口伝集による) |
|--------------|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| ①            | ○ ○                     | 蹴鞠時節事<br>刻限事(カ)                       |                           |
| ②            | ○ ○                     | 蹴鞠吉日事                                 |                           |
| ③            | ○ ○                     | 会者数事                                  |                           |
| ④            | ○ ○                     | 旧老の鞠足見證すべき事                           |                           |
| ⑤            | ○ ○                     | 会者装束事                                 |                           |
| ⑥            | ○ ○                     | 烏帽子事                                  | 与 州                       |
| ⑦            | ○ ○                     | 鞠の軽重によりて足を結事                          |                           |
| ⑧            | ○ ○                     | 扇を腰にさす事                               | 都 督                       |
| ⑨            | ○ ○                     | 扇をひらく事<br>扇(ユ)                        | 都 督                       |
| ⑩            | ○ ○                     | 当日最上手人沙汰いたすべき事                        |                           |
| ⑪            | ○ ○                     | 立人次第事                                 | 清 経                       |
| ⑫            | ○ ○                     | 上鞠事                                   | 都 督                       |
| ⑬            | ○ ○                     | 足数事                                   | 先達口伝                      |
| ⑭            | ○ ○                     | 鞠をはなつ事                                | 都 督                       |
| ⑮            | ○ ○                     | 鞠をこふ事                                 | 都 督                       |
|              | ○ ●                     | こふ事(ユ)                                | 与 州                       |
| ⑯            | ○ ○                     | 我鞠人の鞠を分つ事                             | 与 州                       |
| ⑰            | ○ ○                     | 鞠に合ふ様事                                | 伊与守                       |
| ⑱            | ○ ○                     | 鞠をこむる事                                |                           |
| ⑲            | ○ ●                     | 足ふみ事                                  | 資方・先達口伝                   |
| ⑳            | ○ ○                     | のび足事                                  |                           |
| ㉑            | ○ ○                     | 木を抱く事                                 |                           |
| ㉒            | ○ ○                     | 鞠場の留守事                                | 資 方 → 忠 資                 |
| ㉓            | ○ ○                     | 鞠を足にあつる強く軟かなる事                        | 都 督                       |
| ㉔            | ○ ○                     | 葉懸りに入る鞠事                              | 寮頭入道                      |
| ㉕            | ○ ○                     | 静かなるべしやいなやの事                          |                           |
| ㉖            | ○ ●                     | 人の鞠とるべからざる事                           | 与 州                       |
| ㉗            | ○ ○                     | 鞠を恐れて又恐れぬ事                            | 師(成平)                     |
| ㉘            | ○ ○                     | 木を恐るべしやいなやの事                          | 与 州                       |
| ㉙            | ○ ○                     | 鞠につきて平縁にのぼり并戸しきみをこ<br>ゆる事             |                           |
| ㉚            | ○ ○                     | 立部の内に入る鞠の事                            | 資 方 → 忠 資                 |
| ㉛            | ○ ○                     | 晩景の鞠事                                 | 大 貳                       |
| ㉜            | ○ ○                     | 晩景の鞠うけとる事                             | 与 州                       |
| ㉝            | ○ ○                     | 進退作法事(ユ)                              | 大 貳                       |
| ㉞            | ○ ○                     | 懸りの事(ユ)                               |                           |
| ㉟            | ○ ○                     | 松懸りの事(カ)                              |                           |

- ・同一行の○○は引用文の内容同じ。 ●は一部異なる。
- ・一覧表の簡条が同じでも出典中で引用箇所が分れている場合には行を変えた。
- ・\*, \*\*は(ク)で同一文が重複しているもの。

集中にもあることはあるのであるが、そこでは出典が「式云」ではなく、「或云」となっていた。ところが宮内庁本の口伝集では、この部分も「式云」（傍点筆者）となっている。どちらが正しいのかは未だ判断がつかないけれども、本稿では、一応テキストとして用いた尊経閣本にしたがって、この欄の(ク)の部分をクリックにした。もし宮内庁本の方をとるとすれば、(ク)にあって(ク)にないのはただ一ヶ所となる。

第I章で述べたように簡要抄と口伝集とは成立年代が近いと思われるし、場合によっては両書とも成通の弟子という点で共通した立場の人達によって編まれた可能性があるから、上述の結果は当然であるかもしれない。(二)は①の蹴鞠時節事を除いて、前二書とははっきりした食い違いを示している。

D欄について言えば、口伝集中の「式」の逸文は34ヶ所のうち22ヶ所が成通自身の説ではなく、彼が先達から伝えられたことを祖述したものである。これらの先達の顔ぶれについても興味もたれるところであるが、これについては後章でふれたい。

#### IV 三十箇条式と成通卿口伝日記

##### (1) 成通卿口伝日記

成通には蹴鞠に関して彼の作とされている書がもう一つある。第二章でふれた「成通卿口伝日記」（以下「日記」と略す：筆者注）である。「日記」は群書類従 354巻に収められているし、伝本も多く、内容は比較的良好に知られている。岩橋氏が指摘しているように この書物は「式」と混同されがちであった<sup>(1)</sup>。現に類従本の「日記」の巻頭にも三十箇条という見出しが掲げられている。しかし、その箇条数を数えると実際には33ヶ条ある<sup>(2)</sup>。

「日記」は成通が自分の後継者に与えた口伝書の形をとっているが、「我ふしぎの事」というように、彼の鞠が神妙の域に達していたことを伝える話が何ヶ条か入っている。既述の古今著聞集中の記事は、「日記」中のこのような話を選んで作られている。この点で桜井博士は成通は名手ではあったであろうが、古今著聞集の記事は轻信すべからずとしているのである<sup>(3)</sup>。

「日記」自体についても岩橋氏は、「鞠神といわれた成通の著、あるいは仮托の書か」、なぜなら「あまりに自分の事を語り過ぎて、口伝としてはおかしい上に、…（中略）…自讃の語が甚だ多いのは不思議である。」<sup>(4)</sup>として成通の作であることに疑意を表している。また、井上氏も岩橋説を紹介しながら、「恐らく成通が身内の者に与えたものと推察されるが、それならば自讃の多い事も不自然ではないし、若干疑いを存しつつ、一応この書は成通の真作として扱いたい。少なくとも彼の口伝が中心を為している。」<sup>(5)</sup>と結んでいる。

以上のように「日記」は問題の多い作品であるが、これを成通の作として見るとき、これと「式」とが異書であることは明らかである。それは、さきに掲げた「式」の逸文集と類従所収の「日記」の本文とを比較すれば一目瞭然である。ここで「日記」の全文を掲げるのは煩瑣であるので、とりあえず以下に「日記」巻初にある条文の目録だけを羅列しておく。

##### 成通卿口伝日記の条文目録

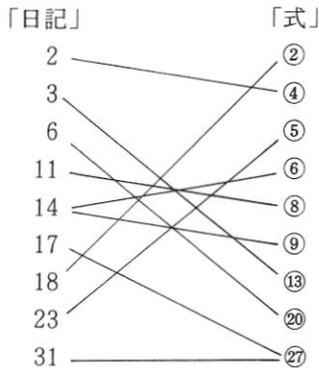
- 1 木のもとにたつ事
- 2 人数の事
- 3 上まりの事
- 4 初度の鞠の事
- 5 かへりあし身にそふ鞠の事
- 6 あしぶみのべあしの事
- 7 まりの時身のふるまひの事
- 8 合足まりもつ事
- 9 鞠の場にたちて物いはざる事
- 10 まり興に入時烏帽子下事
- 11 くつのほどにしたがひてあしゆふ事
- 12 まりのくせ直す事
- 13 木の下難所をしむべからざる事
- 14 しゃうぞくの事
- 15 春ふかくなりぬるこだちの事
- 16 きかたくこのみたつべからざる事
- 17 大木にそひおつるまりの事
- 18 上手おほくけつこうの日はやくはじむべからざる事
- 19 まりに練ずる事

- 20 鞠あしの饗膳事  
 21 まりの場にたちて他事いはざる事  
 22 鞠しづかならずある時の事  
 23 まりにけんしょの人あるべき事  
 24 もと木きたてをまりのしる事  
 25 われ大木の下にたちてやすき事  
 26 われ日をかかず二千日鞠をあげたる事  
 27 わが鞠のふしぎの事  
 28 わがおなじくふしぎの事  
 29 我くもにけいる事  
 30 我おなじくふしぎの事  
 31 我ふしぎの事  
 32 木の下にたちて枝をおそれず又おそるべき事  
 33 盛長鞠あしをさうしたる事  
 (群書類従本による)

## (2) 「日記」と「式」の内容の比較

両者の本文を対照してみると、少なくとも一部だけでも、両者が共通したテーマをとり上げている部分は「日記」、「式」それぞれ9ヶ条である。対応する箇条をあげてみると次図の通りである。

「日記」と「式」との対応関係図



(テーマが共通する箇条どうしを線で結んである)

このうち、部分的にでも内容が一致する組み合わせは、17-㉗木を恐れて恐れぬ事、6-⑤のび足、3-⑬上鞠、23-⑤旧老の鞠足の見証、の4ヶ所にしかすぎない。

また叙述の形式においても、「式」のほうは既述のように成通が教えをうけた先達の説を多く祖

述しているのに対して、「日記」のほうはすべて成通自身の口伝として書かれている。この点だけでも両者がかなり性格の違う作品であることがわかる。

次に両者の成立年代を考えてみたい。「式」は当然口伝集以前の成立である。「日記」の成立について井上氏は、「日記」中で頼輔を山城前司と呼んでいることに注目して、頼輔が山城守を終えた保延2(1136)年から豊後守に任じた永暦元(1160)年までの間の成立としている<sup>(6)</sup>。

頼輔が登場する「日記」のこの最後の条には、彼とならんで“武衛”と“故宰相”なる2人の人物も登場している。このうち、武衛については堀部氏は佐藤義清時代に左兵衛尉であった西行をあててみたいとし<sup>(7)</sup>、井上氏は成通の猶子泰通が一番ふさわしいが、彼には兵衛府の官歴がないので、兵衛府に官歴のある弟重通かその養子家通かとも憶測されるが明らかでないとしている<sup>(8)</sup>。故宰相に関しては両氏とも言及していないけれども、この人物は成通の甥(兄伊通の男)で、成通の猶子泰通の実父である為通をさすものと考えられる。為通は頼輔と同じ天永3(1112)年生れで、頼輔とともに蹴鞠を成通に師事し、この方面でも成通に囑望されていたようであるが、参議の職にあった久寿元(1154)年に43歳で早逝している<sup>(9)</sup>。成通が出家する時、猶子として侍従職をゆづられたのが10歳の泰通であったことから<sup>(10)</sup>、成通の為通への気持が察せられる。

以上の想定が当たっていれば、「日記」の成立は為通の死の久寿元(1154)年から、承暦元(1160)年の間であることになる。「日記」が成通の作であるとすれば、その晩年の作であり、「式」と「日記」とは口伝集をはさんで、その前と後に成立したものではないかと思うのである。

## V 三十箇条式に見られる蹴鞠と人脈

### (1) 蹴鞠の“とりきめ”としての「式」

「式」とは言うまでもなく蹴鞠に関する式即ち“きまり”或は“規定”の書を意味する。一般的にいつてボールゲームの規定に期待されることは、当然そのボールゲームを円滑に遂行させることであって、参加者が事前にこれを承知しておくべき

約束ごとである。今日のボールゲームにもこのような約束ごとは、競技規則、参加規定等の形式で存在している。

「式」を蹴鞠なるボールゲームの規定として見ると、そこには今日の眼から見て2種類の規定があるように思われる。その一つはルール、マナー的な規定であり、他の一つは技法上の規定である。前者は規定あるいは規則と呼ぶにふさわしいが、後者は規定というよりもむしろ“プレーの心得あるいはセオリー”というべき事柄である。このような「式」の二面性は「式」のみならず、後代の蹴鞠書にも多かれ少なかれ共通することである。

一覧表にしたがって「式」の条文を見ると、①、②は蹴鞠を行なうための適切な季節、時間、天候の規定であり、③、④は蹴鞠に参加するプレーヤー（会者と野伏）の数と、見証＝判者にあてるべき人を定めた規定である。これらは現代的な意味からいってもルールというべき規定であろう。⑤から⑨までは装束と扇、杵など、身につける物を指定した点ではルールの規定と言えるであろう。しかしまた一面では、⑥～⑨はプレーの必要から出た身支度の仕方を説いているという点では技法解説的側面をもっている。⑩と⑬は蹴鞠会の開始と終了の時の作法を定めたもので、マナーの規定といえるであろう。

⑫を除いて、⑩から⑭までと⑮は専ら蹴鞠の技法に関することである。そして、量的にはこの部分が最も多い。鞠の蹴り方、足の運び等の個人技や、一座の人びととの声による連絡、連係した動き、自他の鞠の区別といったチームプレー、さらに懸りの木に鞠が懸った時の心得と技法、特殊な場面（戸しきみの内、立部の内、晩景など）でのプレーの心得等がその内容である。

技法の面を見ると、「式」の段階の蹴鞠はゲームをうまく進行させてゆくために、かなり組織的にくみだてられた技法体系をもったゲームであったことがわかる。蹴鞠がフットボールのように敵味方に分れて得点を争うゲームではなく、一座8人でキックによる空中パスを限りなく続けることを以てよしとしたゲームであったことは周知の通りである。「式」はこの目的に対し、当時の人びとがかなり綿密に技法上のとりきめを作ってプレ

ーしていたことを示していると思うのである。

最もこれが顕著に現われているのは、⑬～⑮、⑩～⑭の各条である。⑬では通常の場合一人の人が続けて鞠をキックする適切な回数は3回であるとしている。蹴鞠ではつぎに鞠を蹴る人は鞠が空中にあるうちに、場面に応じた声を出して、その旨を一座の人びとに知らせるのが常であったようであって、⑮では声のかけ方をきめている。もし個人の連続キック回数が通常の3回をこえて4回目に入る時には、必ず高く長い声で一座にこれを知らせる（こふ）こととし、また高く上った鞠に対しては長い声で、急な鞠（俄か足）には短かい声（きり声）で知らせることとしているのである。（傍点筆者）一座の人びと相互間の意志疎通、連係プレーにはかなり工夫をこらしているといえよう。

また、⑩ではその日の最も上手な人が参加者の配置を指示（沙汰）することとしている。そして、⑭では一座の人びとが鞠をパス（はなつ）する時には、中心となる上手な人（むねとある上手）にパスすることとしている。この2ヶ条を通してみると、次のようになるであろう。即ち、⑩で示された最も上手な人は一座のリーダー格の人である。今日流に言えばゲームメーカーである。そして、この人は⑭の場合には常にパスのつなぎ役となって、一座の人びとからのパスを受けては、これをまたつぎの人にまわす役を引き受けることになる。つまり、チームゲームとして円滑に鞠を上げ続けるために、ゲームメーカーを設けることが考えられていたのである。

これらの点から、「式」は簡略な叙述ながらも蹴鞠というチームによるボールゲームのプレーの仕方をうまく仕上げていっているといえるであろう。

いっぽう、ルールの規定の面から見ると、「式」の規定中には懸りの木、鞠場の設定等、所謂施設・設備の整備に関わる規定が非常に少ない。⑭はわずかに鞠場に本木（根がついている木）があれば、どんな木でもこれを懸りの木として用いよとしているだけであるし、⑮は技法的な条項である。

簡要抄には鞠場と懸りの木に関する条項が18ヶ条あるが、上記の性格を備えたものは2ヶ条だけで、あとはすべて技法的な内容の規定である。

この種の規定が本来「式」にあったかどうかはさだかではないが、簡要抄の上記の2規定も「式」によらず、他の古説からの引用であるので<sup>(1)</sup>、「式」にはもともとこの種の規定が乏しかったのであろうと推測される。

鞠場、懸りの木の設定に関する規定は、装束その他の作法的規定とともに、13世紀以降蹴鞠道家が成立して各家流の蹴鞠書が編まれるにつれ、その中で肥大してゆく<sup>(2)</sup>。蹴鞠道家が複数あったことがこの傾向に一そう拍車をかけたのではないかと思われる。13世紀中頃には懸りの木を立てる方角、装束のつけ方等をめぐって、難波家と飛鳥井家との間で激しい論争がおこっている<sup>(3)</sup>。

以上をまとめてみると、「式」はこの時代の蹴鞠が、チームで行なわれるボールゲームとして、かなり綿密な技法のとりきめの上になんて行なわれていたことを示す。その反面、ボールゲームの式としては、「式」はルール、マナー的な規定、即ち施設、設備、用具に関する規定や作法的な規定において、後世の蹴鞠書よりも内容的に乏しいと言えるであろう。

## (2) 「式」の人脈

第Ⅲ章の一覧表に見られるように、口伝集の「式」の逸文は「式云都督説云……」とか、「式云資方説云忠資云……」というように、作者成通が教えをうけた蹴鞠の先達の説を多く引用している。その数は34ヶ所中22ヶ所にのぼり、延23人の説が引用されている。これらの人びとの名を挙げてみると次の通りである。都督、大貳、与州、伊与守、資方、忠資、清経、師（成平）、寮頭入道、そのほかに単に先達とされていたものが2例ある。このうち、都督は大貳即ち太宰大貳の漢名（正式には都督は太宰師で、大貳は都督長史または大卿である）である。また、与州は伊与守である。これらをまとめて個人別に引用数をかぞえてみると次のようになる。

都督（大貳）8、与州（伊与守）7、資方3（うち2例は資方がさらに忠資説を引用している）、師（成平）、清経、寮頭入道各1、先達2。

圧倒的に多いのは23例中15例を占める都督と与州である。都督とは一覧表中の④上鞠事の条にある白河天皇御前鞠会のメンバーの一員である顕季

卿即ち藤原顕季である。前にも述べたように、彼は白河院の第一の寵臣であって、成通の生母の父つまり外祖父にあたる人物である。与州はその長男正三位権中納言藤原長実（1075～1133）である。人物は凡庸であったが彼も白河院の寵臣であった。長実は成通にとって母方の伯父にあたるわけである<sup>(4)</sup>。

資方は上記蹴鞠会の記事によると右京進となっているが、出自は不明である。口伝集第2条には彼も名足で成通の師成平と技を競うほどの人物であったとされている。資方が2度引用している忠資は口伝集中では野監物（第26条）、小野忠資（第2条）と記されているけれども、これについても詳しいことはわからない。忠資も名足であったようで、前記鞠会の記事では「当座第一の上手」たるによって上鞠（会の最初のキック）を命ぜられているが、この時彼は身分が低いことを慮ってか辞退している。この一座の中には顕季がいたし、また古今著聞集第412段の中で成通の鞠の師成平の師とされている淡路入道源盛長がおり<sup>(5)</sup>、さらに同じ著聞集第409段で京極白師実が名足と認めていた源兵衛佐と推定されている源行宗（1064～1139）がいたのであるから<sup>(6)</sup>、忠資はよほどの名足と認められていたのであろう。

清経は口伝集の他所（第一条）では監物清経となっている。堀部氏はこれを源監物清経、即ち尊卑分脈中で西行の母方の祖父である人物としている<sup>(7)</sup>。

上記の内裏蹴鞠会は、白河天皇の在位が1072～86年であることを考えると、水左記承暦4（1180）年3月15日の条にある「今日於南庭樹下有蹴鞠事、堪能之輩多以来集」がそれにあたるかと思われるが<sup>(8)</sup>、このメンバーのうち公卿・殿上人クラスに属するのは顕季、盛長、行宗の3人である。そして、彼らはいずれも後に成通と何らかの関わりを持つようになる。

顕季は彼の外祖父となり、盛長は彼の鞠の師の師であり、行宗の子有通は尊卑分脈によれば、成通の養子になっている。

このように見ると、成通の「式」は彼の前の世代の名足で、且つ彼と縁が深かった白河院の近臣達が行っていた蹴鞠をまとめたものであると言

えるであろう。

### おわりに

以上、蹴鞠口伝集、蹴鞠簡要抄、遊庭秘鈔から三十箇条式の逸文を拾い出し、「式」成立当時の蹴鞠の様態をとらえようとした。

「式」の逸文は全部で54ヶ所あり、重複を除けば実質的には41ヶ所であった。これらが本来の「式」を100パーセントカバーすることはないであろうが、そのアウトラインはとらえ得たように思う。

「式」の逸文を通覧して、「式」および当時の蹴鞠について次のことが言えるであろう。

1 「式」の内容は、ルール、マナー的な規定と技法上の“とりきめ”或は“心得”との二種類にわけられる。そして、量的には後者に関するもののほうが多い。

2 「式」に見られる蹴鞠の技法は、鞠の蹴り方、足の運び等の個人技に関する事、一座の人びとの連絡や係動作、自他の鞠の区別等のチームプレーに関する事、懸りの木に鞠が懸った時の心得と技法、特殊な場面での心得と技法などの内容を持ち、全体として、蹴鞠をチームゲームとして組織的に行なうためのプレーの体系は整えられていた。

3 「式」中のルール、マナー的な規定は後世の蹴鞠書にくらべて整っていない。

4 「式」に見られる蹴鞠は藤原成通一人の創造ではなく、彼の前の世代の名足でとくに彼と縁が近かった白河院の近臣達が行っていた蹴鞠をまとめたものである。 以上

### 注と引用文献

#### I

- (1) 尊経閣本は宝治2(1248)年の写本を文明15(1483)年に甘露寺親長が書写し、さらにこれを弘治2(1556)年に兼智なる人物が筆写した旨の奥書が付いている。国会本は宝治2年の奥書しかない。陽明文庫本は2冊あり、いずれも近衛家熙(1667~1736)直筆の写本である。これも文明15年の奥書までは尊経閣本と同じである。宮内庁本は鎌倉時代の写本とされているが、そのほかは未だ不明である。
- (2) 公卿補任(寿永元年)による。

- (3) 古今著聞集 日本古典文学大系本 岩波書店 329頁

なお、この時頼輔は蹴鞠の師弟関係の系譜を下記のようにのべている。

淡路入道(源盛長)一神主(賀茂成平)一侍従大納言(藤原成通)一頼輔

- (4) 桜井秀 本邦蹴鞠史考 時代と風俗所収宝文館 昭和6年 234頁
- (5) 堀部正二 西行と蹴鞠 中古日本文学の研究 教育図書 昭和18年 445~456頁
- (6) 岩橋小弥太 蹴鞠簡要抄 群書解題第15 昭和37年 40頁
- (7) 井上宗雄 平安後期歌人伝の研究 笠間書院 昭和53年 237頁
- (8) 岩橋小弥太 遊庭秘鈔 群書解題第15 昭和37年 40~41頁

#### II

- (1) 山槐記二 増補史料大成第27巻 臨川書店 昭和54年 238頁  
桜井秀 前掲書 205~206頁  
井上宗雄 前掲書 233頁
- (2) 尊経閣文庫所蔵の蹴鞠口伝集は序文のみ漢文で書かれている。記名は「前雍州刺史藤原頼輔撰」とあるが、序文の末尾で「但是無終篇之期尋漸可加文之故也……」となっていて記年はない。
- (3) この蹴鞠書は宮内庁書陵部所蔵で、前・後冊それぞれ70丁ほどの二冊本である。前冊末尾には「弘安九年後十二月十五日馳老筆了 是空」の奥書があり、後冊末尾には「御子左證本書写早不可外見々 権中納言藤原」の奥書がある。内容を見ると、是空(俗名不明)なる弟子が、飛鳥井教定(雅経の次男)が口述で示した教えを筆記した形で書かれている。
- (4) 享徳二年晴之御鞠記 群書類従 353巻 経済雑誌社版第12輯所収 明治27年 383頁
- (5) 井上宗雄 前掲書 241頁
- (6) 角田文衛 平安の春 朝日新聞社 1983年 116~117頁
- (7) 尊卑分脈、公卿補任による。
- (8) 今鏡(中) 竹鼻績全訳注 講談社学術文庫 昭和59年 485~515頁
- (9) 今川文雄 訓読明月記第3巻 昭和53年 河出書房新社 266頁
- (10) 古今著聞集 前掲 324~328頁

#### III

- (1) 遊庭秘鈔のこの部分はどこまでが「式」からの引用であるのかがはっきりしない。一応(ク)、(カ)にも共通す

る文言のあるところまでで切ったが、を声で乞う時を説明する部分すべてとすれば、次のような条りが続いている。「いくら軒のうへへ上て鞠みえぬ時。又懸に入てより夫おぼつかなき時。懸の内外の兩人計も。を声をたかく永く乞事ある也。」

## IV

- (1) 岩橋小弥太 成通卿口伝日記 群書解題第15 昭和37年 38～39頁
- (2) 成通卿口伝日記 群書類従 354 卷 第12輯所収前掲 392 頁
- (3) 桜井秀 前掲書 205～206 頁
- (4) 岩橋小弥太 上掲(1)と同じ
- (5) 井上宗雄 前掲書 227 頁
- (6) 同上
- (7) 堀部正二 前掲書 445 頁  
 なお、武衛とは兵衛府の漢名である。このため、兵衛府に官職をもつものを武衛と呼ぶ。
- (8) 井上宗雄 前掲書 227 頁
- (9) 頼輔と為通の下で蹴鞠の相弟子であったことは、口伝集第5条会者装束の項で、宇治左府頼長の鞠会に二人が参加した話の中に出て来る。この話の部分は既述山槐記治承3年3月5日条の頼輔の書状中にも出てくる。  
 為通の死亡は公卿補任で確かめられた。  
 なお、宰相は参議の漢名である。
- (10) 公卿補任(保元元年)による。

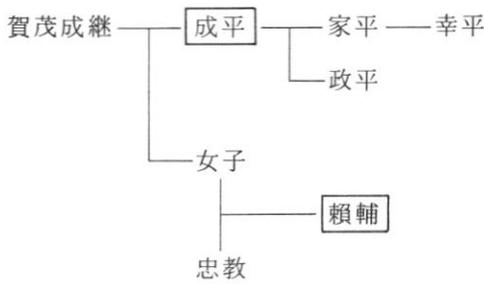
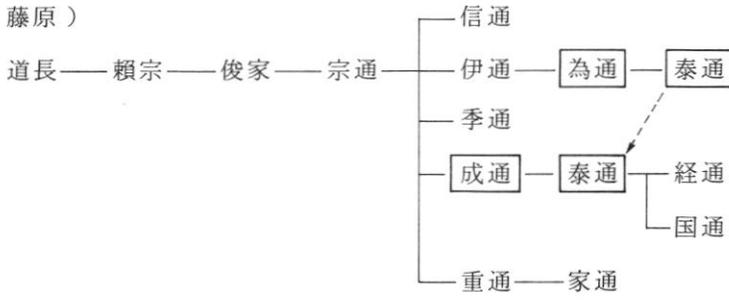
## V

- (1) 蹴鞠簡要抄 群書類従第354 卷 前掲第12輯所収 407 頁, 409～410 頁  
 簡要抄の2ヶ条とは「懸事」と「切立事」である。「懸事」のほうは「師説云」となっている。「切立事」はかなり長文で、「師説云」、「景忠云」、「家平云」、「源九云」の四説を引用しており、このうち家平は更に父成平の説をひいている。
- (2) 遊庭秘鈔が作法的規定を多く掲げていることは岩橋氏の指摘の通りである。(第I章参照)。飛鳥井流の革菊要略集も全篇を5儀60篇に分けているが、(但しこのうち最後の1儀12篇は欠)このうち庭儀は10篇(10ヶ条)、威儀(装束、会者に関わること)は14篇である。これらは殆んどが物あるいは作法に関する規定である。また軌儀も、蹴鞠起、時節、縁日・宿運神、時刻、鞠、付鞠於枝、解鞠、上鞠、請取上鞠、請鞠、算鞠、取鞠の12篇で、物や作法に関する規定が多く、行儀12篇に技法的な内容が多い。
- (3) 吾妻鏡第50卷 弘長元年正月十日条 増補新訂国史大系 33 771～772 頁  
 内外三時抄目録 続群書類従第19輯下所収 (536 卷) 4～7, 10～11頁。
- (4) 角田文衛 前掲書 II-(6)と同じ。
- (5) 古今著聞集 前掲 329 頁
- (6) 同上 323 頁頭注
- (7) 堀部正二 前掲書 451 頁
- (8) 水左記 史料通覧 笹川種郎編 日本史籍保存会 大正5年

付記 本稿をまとめるにあたって本学部義江彰夫先生に多大のご教示をいただいたことを付記し、御礼を申し上げます次第である。

三十箇条式關係系図

(藤原)



(藤原)

